

本人確認書類として年金手帳を用いる際の留意事項等について(1)

国民年金手帳は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることができることとなっています。

他方、国民年金法第108条の4により同法第14条に規定する基礎年金番号(以下「基礎年金番号」という。)の告知を求めると等が禁止されているところ、犯罪収益移転防止法の規定のとおり事務を処理している場合には、直ちにこれらの規定に反するものではないと考えられますが、基礎年金番号の取扱いについてはこの規定の趣旨を踏まえた対応が必要です。その際の留意事項は、次のとおりとなりますので、適切な取扱いのほどよろしくお願いいたします。

1 本人特定事項の確認の際の留意事項について

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として国民年金手帳の提示を受けた場合、当該年金手帳の基礎年金番号を書き写すことのないようお願いいたします。この場合において、当該年金手帳の写しをとる際には、当該写しの基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

また、国民年金手帳の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等から基礎年金番号部分にマスキングを施した写しの送付を受けるか、又は基礎年金番号部分にマスキングが施されていない写しについては基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。

なお、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合における、犯罪収益移転防止法施行規則第17条第1項第11号に掲げる記録事項については、基礎年金番号以外の事項(例えば、交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項)を記載すれば足ります。

本人確認書類として年金手帳を用いる際の留意事項等について(2)

2 年金手帳を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として国民年金手帳を用いる際の留意点を記載する場合には、基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないようにする必要があります。

例えば、「国民年金手帳の写しを送付する場合には、基礎年金番号が記載されたページの写しを送付してください」といった基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないよう留意してください。

3 その他

犯罪収益移転防止法施行規則において本人確認書類として認められているもののうち、法令によって告知の求めが禁止されているものについては、1・2と同様の取扱いを行うことが適当と考えられます。

○本件問合せ先

【総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課】

03-5253-5843